



第2次寒川町教育振興基本計画について

2025年2月

寒川町教育委員会

- 町教育振興基本計画は、計画期間を8年とし、教育施策の基本的事項を示しています。実施計画は、学校教育と社会教育を2本柱とした具体的な計画で前・後期の2期に分け、それぞれ4年としています。
- 教育振興基本計画は、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める大綱」との整合性を図る必要があります。
- 下記の理由により、現教育振興基本計画の改定と、令和6年度までとしている実施計画の計画期間を1年延伸し、改定する必要があります。
 - 組織の見直しによる教育委員会への生涯学習課の新設が12月議会で確定
(教育委員会事務局の組織等に関する規則は3月改正予定)
 - 各課等の事務分掌が現段階では未確定
 - 学びプランを教育振興基本計画に包含することについての議論の必要性
 - 社会教育委員、生涯学習関係の会議の在り方の議論の必要性

- 令和7年1月21日の全庁会議において、教育振興基本計画の見直しと、実施計画の1年延伸と見直しを図ることが承認されました。
(学びプランの包含の必要性も含めて検討予定)

(参考)寒川町教育振興基本計画（平成24年度策定前期実施計画）抜粋

「(3) 寒川町教育振興基本計画の位置づけ」より

寒川町教育振興基本計画は、この寒川学びプランの精神を引き継ぎつつ、学校教育の領域についても全面的に構想し、自立と共生を目指します。

寒川町教育振興基本計画は、寒川学びプランとの整合を図っていますが、平成27年度には、両計画を一本化することを想定しています。

教育振興基本計画策定当初において、上記のとおり両計画の一本化について想定しておりましたが、平成25年度の組織の見直しに伴い、寒川学びプランの所管が町へ移管されたことから、一本化せず、両計画においてそれぞれ取り組んできた経緯があります。

- 関係する外部委員会等へは、年度内に開催される会議において、今後の方向性について説明する予定です。

生涯学習推進会議：令和7年2月5日開催予定

社会教育委員会：令和7年2月19日開催予定

学びプランを包含した場合の計画の進行年度等

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
総合計画	基本計画	20年計画(～2040)				
	実施計画	第1次	第2次(～2028)			
教育大綱		改定前	改定後(～2028)			
学びプラン		第2次	第3次 (～2028年)	教育振興基本計画へ包含		
教育振興 基本計画	基本計画	改定前 8年計画(～2028)	改定後 8年計画(～2028)			
	実施計画	5年(1年延伸)前期		3年(1年短縮) 後期		